

令和5年度

社会福祉法人

池田市社会福祉協議会

事業計画書

社会福祉法人 池田市社会福祉協議会

目 次

令和5年度 社会福祉法人池田市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 地域福祉事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 在宅福祉事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
5. その他の活動等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

令和5年度 社会福祉法人池田市社会福祉協議会 予算

1. 収支予算書 <法人全体>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. 収支予算書 <事業区分別>・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3. 社会福祉事業区分収支予算書 <拠点区分別>・・・・・・・・
4. 公益事業区分収支予算書 <拠点区分別>・・・・・・・・
5. 収益事業区分収支予算書 <拠点区分別>・・・・・・・・
6. 本部拠点区分収支予算書 <サービス区分別>・・・・・・・・
7. 池田さわやか訪問介護事業所拠点区分収支予算書
 <サービス区分別>・・・・・・・・・・・・・・・・
8. 池田さわやか居宅介護支援事業所拠点区分収支予算書
 <サービス区分別>・・・・・・・・・・・・・・・・
9. 地域生活支援センターひだまり拠点区分収支予算書
 <サービス区分別>・・・・・・・・・・・・・・・・

1. 基本方針

昨今、コロナ禍から続く生活困窮や社会的孤立などの地域における生活課題はより深刻化しているとともに、8050問題やひきこもり、ヤングケアラー問題など新たな地域生活課題が次々と明らかになってきております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、社会福祉協議会では、高齢者や障がい者、子育て世帯などを含めたすべての住民が安心して地域で暮らすことができるよう、地域でのつながりと支えあい活動を、「ウィズコロナ」を意識し、かたちを変えながらも進めてまいりました。

これらの取り組みを地域生活課題の解決に着実につなげていくには、令和5年度から5か年計画で実施される「第4期池田市地域福祉計画・第5次池田市地域福祉活動推進計画（iプラン）」に基づき、地域住民、行政や関係機関・団体と協働しながら、包括的な支援体制づくり、つながり支え合う地域づくり、地域福祉を支えるひとづくりを進めていく必要があります。

令和5年度において、池田市社会福祉協議会では、第5次池田市地域福祉活動推進計画（iプラン）の推進や、コロナ特例貸付フォローアップ支援業務が本格化すること、池田市内の地域包括支援センター圏域再編にあたり本会地域包括支援センター業務を充実させることなど、新たな業務に対応するための組織体制の強化に取り組んでまいります。また、従来から進めております地域福祉事業と在宅福祉事業を2本柱として、乳幼児から高齢者・障がい者、その他の幅広い市民ニーズに応えられるよう、質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

2. 重点目標

- ◎ 第5次池田市地域福祉活動推進計画（i-プラン）の推進
- ◎ 小地域ネットワーク活動の活性化と関係団体との連携
- ◎ 地域包括支援センター業務の発展強化
- ◎ 良質な在宅福祉サービスの提供と事業経営の効率化
- ◎ 組織体制ならびに財政基盤の強化
- ◎ 地域福祉活動の拠点としての保健福祉総合センター体制整備

3. 地域福祉事業

1) 第5次池田市地域福祉活動推進計画（以下「i-プラン」）の推進

8050問題やダブルケアなど地域住民が抱える課題が複雑化・複合化・潜在化するなかで、必要な支援が届いていない可能性があります。このような状況に対応するためには、地域住民同士の助け合い・支え合いの活動と公的な支援とが連携・協働して、ひとりも取り残すことのない「地域共生社会」を作っていく必要があります。そこで、多機関が連携・協働し課題解決に向けて支援を行う相談支援、地域資源を活用し、相談者にとっての資源をつくり、社会とのつながりを回復するための参加支援、世代や属性を超えた多様な交流の場や活躍の機会を生み出す地域づくりに向けた支援を行います。

① 実践の取り組み

- 包括的な相談支援体制の構築
 - ・ 多機関協働のネットワーク
- 参加支援体制の構築
 - ・ プラットフォームの設置
- 地域づくりに向けた支援
 - ・ 当事者のつながりづくりと活動支援
- 社会資源開発

② 普及の取り組み

- ・ 地域福祉活動推進計画普及版の作成
- ・ 説明会の実施

2) 地区福祉委員会活動の推進

11の地区福祉委員会では、様々な地域福祉活動を行っています。また、課題を抱えた近隣住民を支えるためのネットワークづくりとして、地区福祉委員会を中心とした小地域ネットワーク活動を展開しています。今後は、地域の多様な主体と共に情報共有や検討を重ねながら、見守り・支え合いの輪をさらに広げ、世代や属性にかかわらず、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指します。

① 地区福祉委員会活動の強化

- ・ 地区福祉委員長会議の開催
- ・ 広報啓発活動の充実（ICTを含む）

② 小地域ネットワーク活動事業

- ・ ふれあいサロン・子育てサロン等といった今ある活動の定期的継続開催（全地区）
- ・ 地域のだれもが参加可能なサロン活動の普及・推進
- ・ 見守り声かけ活動等個別援助活動を高齢者中心から全世代へ拡大
- ・ 他団体・事業者などとの情報共有と連携
- ・ 広報・啓発活動（「小ネットかわら版」の発行を含む）
- ・ 小地域ネットワーク活動推進委員会の開催

3) ボランティアセンター事業

ボランティア活動に関心のある方、活動をはじめてみたい方、援助を必要とする方などの相談とボランティアの育成、継続的な活動支援を行います。自分の住む地域での活動に興味がある方については、地域活動についても紹介し、他機関と協力・連携して活動の場へとつなぎます。新たな担い手確保として、学生の頃から主体的に活動にふれる機会をつくります。また、誰もが気軽に興味を持ち、積極的に参加できるように各種講座を開催するとともに、情報を発信します。

① ボランティアコーディネーター

- ・ 登録ボランティアグループや個人ボランティア・ボランティア連絡会への支援
- ・ ボランティア受け入れ先への支援

- ・ 個人・登録ボランティア交流会の開催
- ・ 学生ボランティアプロジェクトの実施
- ② 特定非営利活動法人・団体や池田市公益活動促進協議会等との連携や新たな活動の場の創出
- ③ 各種ボランティア講座の開催
- ④ 広報啓発活動と情報提供（ICTを含む）
- ⑤ ボランティア保険取扱業務
- ⑥ ボランティアセンター運営委員会の開催

4) 有償協力員派遣事業（にじの会）

日常生活で家事援助などの手伝いが必要な利用会員に対し、協力会員が日常の家事援助などを行います。

- ① 利用・協力会員間の需給調整（目標年間活動回数 1,500回）
- ② 広報啓発活動の充実強化
 - ・ にじの会だよりの発行、パンフレット配布
- ③ 会員向け研修会・交流会の開催
 - ・ 家事援助活動の基本、福祉制度の研修、会員交流会等
- ④ 有償協力員運営委員会の開催

5) ファミリー・サポート・センター事業

地域における育児の相互援助活動を推進するために、支援の必要な子育て中の労働者や主婦等と子どもの預かりなどの援助を行いたい者を会員とし、相互援助活動の連絡・調整を行い、育児支援のための講習会を実施します。また、広報活動も積極的に行い、会員の増加に向けて取り組むとともに、関係機関や団体と連携し支援を行います。

- ① 相互援助活動の調整（目標年間活動回数 1,000回）
- ② 講習会および会員交流会の開催
 - ・ 基礎講習会
 - ・ 救命救急講習会
 - ・ 会員交流会
- ③ 広報啓発活動
 - ・ FAMILY SUPPORT通信の発行
 - ・ 関係機関・団体および乳幼児健診などで事業の説明、パンフレ

ットの配布

- ・ 社協広報および市広報への情報提供

6) 日常生活自立支援事業

権利擁護を推進するため、認知症、知的障がい、精神障がいなど、自分で判断する能力が低下した方々についての相談を受け、事業対象者には福祉サービス利用援助や日常の金銭管理などを行います。また、法律行為の支援が必要な方へは、成年後見制度の利用も支援します

- ① 福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理サービス、書類等の預かりサービスの実施
- ② 広報啓発活動の実施
 - ・ 関係機関・団体への情報提供
- ③ 成年後見制度の利用、移行支援
- ④ 権利擁護センター設立についての検討
- ⑤ (行政・包括支援センターなど) 関係機関との後見人制度利用支援の相談支援体制の整備

7) 福祉教育の推進

子どもから高齢者まで様々な世代の地域住民の福祉意識向上を進めます。地区福祉委員会などの地縁団体やボランティア団体、福祉施設との交流も取り入れ、継続的に身近な地域にふれる機会の創出を図ります。

- ① 小・中・高校等の福祉教育への支援
 - ・ 授業の内容相談
 - ・ 福祉授業講師の調整
 - ・ 車いす・点字板等の福祉機器貸出
- ② 福祉教育実践者の育成
 - ・ 教職員福祉教育研修会の開催
- ③ 地域住民を対象とした福祉教育の推進
 - ・ 地域住民を対象とした福祉研修会などの開催支援

8) コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW) 配置事業の実施

支援が必要にも関わらず、地域において孤立したり、制度等に結びつくことが難しい状況にある方やその世帯に対して寄り添います。行政や関係機関・地域の多様な主体と連携しながら、その人らしい生活を送るための選択肢を共に考えます。また、i-プラン推進に向け、関係者との連絡調整や必要な取り組みの創出を行います。

① 孤立の防止や制度の狭間への対応

- ・ セーフティネット体制づくり
- ・ 要援護者等に対する見守り・相談・問題解決への支援と関係機関・地域住民等との連絡調整

② i-プラン推進の中核的業務

- ・ 庁内及び多機関への連絡調整
- ・ 企画及び立案
- ・ 広報及び啓発活動

9) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、高齢者、障がい者、失業者の世帯（教育支援及び一部の福祉貸付に関しては生活保護世帯も含む。）を対象に、安定した生活が送れるようにすることを目的とした資金貸付の相談・申請窓口を行います。また、令和2年3月から令和4年9月まで実施していた新型コロナウイルス特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）で特に支援が必要と考えられる借受人に対するフォローアップ支援にも取り組んでいきます。

- ・ 大阪府生活福祉資金貸付事業の相談・申請窓口
- ・ 貸付決定後の借受人等に対する見守り・相談
- ・ 新型コロナ特例貸付借受人世帯の自立に向けた、償還の相談、自立相談支援機関等関係機関との連携による支援
- ・ 新型コロナウイルス特例貸付で償還免除を行った借受人、償還免除申請が未応答の借受人、償還が困難な借受人へのフォローアップ支援

10) 社会福祉法人・団体の社会貢献への支援

子育て、高齢者、障がい者関連施設などの社会福祉施設の種別を越えて連携し、交流を行い、地域への貢献・地域における福祉課題に対応した取り組み・人権や防災意識を高めることを目的とした研修や活動を行います。

- ・ 地域住民、地域団体、行政などとの交流、連携、協働に関する事業
- ・ 池田市社会福祉施設連絡会の活動支援（事務局）

11) 災害時の体制整備

市内で大規模災害等が発生した場合にも、社協事業を維持継続して行い、また災害ボランティアセンターが速やかに設置運営できるように日頃から備えるとともに、平常時から定期的に訓練を行います。また、災害ボランティアセンター設置にあたり、関係団体などから人的・物的支援を受けるために協定を締結します。

- ・ 社協災害時対応の充実
- ・ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
- ・ 関係団体との災害ボランティアセンターの運営支援協定

12) 生活支援体制整備事業

住み慣れた池田市で安心していきいきと暮らし続けられるよう、地域住民、民間企業や社会福祉法人、協同組合、NPO、ボランティアなどの多様な主体が連携し、協力しながらみんなで「支え合いの地域づくり」を目指しています。

- ・ 池田市地域支え合い推進協議体委員会（第1層協議体）の開催
- ・ 第2層地域支え合い推進協議体委員会の運営支援
- ・ 地域ニーズの把握と地域資源の創出

13) フードパントリー

コロナ禍に重なる物価高騰で影響を受けている方々が、「食」を通じてあたたかなつながりを感じることができるよう、フードドライブとフードパントリーの活動を行います。

①フードドライブ

- ・社協事務所にて随時受付
- ・様々な企業様からの食品提供

②フードパントリー

- ・市内各地域で開催
- ・開催予告と開催報告を広報紙、社協ホームページ及び Facebook に掲載

4. 在宅福祉事業

高齢者や障がいをお持ちの方が、住みなれた地域で生活できるよう、利用者主体の支援を通じた、その人らしい生活の実現を目指します。

また、社協の地域福祉を推進してきた強みを十分に生かし、介護保険・障がい福祉サービスだけでなく、様々な社会資源の活用、地域との連携、社協内他事業の専門職や多機関と連携を図りながら、個別支援と地域支援の相乗効果で、地域包括ケアの推進・地域共生社会の実現に向けて積極的に取り組みます。

1) 介護保険事業

① 地域包括支援センター事業

(池田市さわやか地域包括支援センター)

高齢者を取り巻く状況は、身寄りのない認知症の方、8050問題、ヤングケアラーなど解決が難しい諸問題が増えてきています。

認知症に関すること・各種制度・総合相談窓口である地域包括支援センターなどの情報が市民に周知されるように、地域包括支援センターの広報紙や、市民向け講座等により積極的な情報提供とPRを行ないます。

また、多職種連携や地域住民の協力のもとに、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいきます。

名 称	対象者数	利用延件数
介護予防支援	160人	1,600件
介護予防ケアマネジメント	150人	1,400件
合 計	310人	3,000件

名 称	利用延件数
総 合 相 談	1,000件

② 訪問介護事業

(池田さわやか訪問介護事業所)

訪問介護事業（ホームヘルパーの派遣）については、サービスの向上、職員の質の向上、事故防止、災害対策、感染対策、収益確保などに取り組み、高齢者や障がいをお持ちの方が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、関係機関と連携しながら在宅福祉の向上に努めます。

また、介護職員が「働きやすい・働きがいのある」職場環境づくりに取り組みます。

名 称	対象者数	利用延回数
訪 問 介 護	25人	2,800回
訪問型サービス	20人	1,500回
合 計	45人	4,300回

2) 障害者総合支援事業

① 障がい者地域生活支援センター事業

(障がい者地域生活支援センターひだまり)

1. 総合相談事業

障がいのある方々の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供や支援、虐待防止、権利擁護のための必要な支援を専門的、総合的に行います。

また、地域包括支援センター事業や日常生活自立支援事業、コミュニティ・ソーシャルワーカー配置事業等と協働して、ご本人の希望する自立した生活の実現に向けて取り組みます。

2. 特定計画相談支援事業

障がいのある方々からの相談を受けて、日常生活での問題解決や福祉サービスを適切に利用する計画を作成し、継続的に支援、モニタリング（状況確認）を行い、市、事業所等との連絡調整を行います。

計画作成にあたっては、職員の質の向上、サービスの向上、収益の確保に取り組みながら、利用者の抱える悩みを傾聴し、一人一人に寄

り添った支援に努めます。

総合相談件数	1,100件
--------	--------

名 称	対象者	利用延件数
特定計画相談	70人	130件

② 訪問介護事業

(池田さわやか訪問介護事業所)

障がいや難病をお持ちの方々が住み慣れた地域で、自立した日常生活・社会参加ができるよう、池田市障がい福祉課、各相談支援事業所、民間事業所等の各機関と連携し、総合支援法による居宅介護・同行援護・移動支援のホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービスを提供します。

1. 居宅介護 (ホームヘルパー派遣)
2. 同行援護 (ガイドヘルパー派遣)
3. 移動支援 (ガイドヘルパー派遣)

名 称	対象者数	利用延回数
居 宅 介 護	30人	4,410回
同 行 援 護	10人	1,200回
移 動 支 援	9人	220回
合 計	49人	5,830回

③ 意思疎通支援事業

聴覚や音声・言語機能に障がいのある方で、公共機関に行くなどの日常生活のうえで必要な外出や、講演会や研修会などの各種行事に参加する場合にコーディネーター等が相談を受け、手話通訳者や筆記通訳者を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。

派遣回数	200回	手話通訳	120回
		筆記通訳	80回

3) その他の在宅福祉事業

① 紙おむつ給付事業

在宅で常時紙おむつを使用されている要介護4以上の非課税世帯の高齢者に紙おむつ給付券を支給し、経済的な負担を軽減します。

対 象	対 象 者 数	利用延月数
高 齢 者	74人	888月

② 介護保険・障がい者総合支援以外のホームヘルパー派遣事業 (さわやかホームサービス)

社協で実施する介護保険・障がい者総合支援等の訪問介護サービスをご利用されている方が、制度で対応できない支援を必要とする場合にホームヘルパーを保険外で派遣します。

名 称	対象者数	派遣延回数
さわやかホームサービス	5人	50回

③ 養育支援訪問事業 (育児・家事援助)

妊娠中や子育て中の家庭で、養育支援が特に必要と認められる家庭に対し、市からの要請により、育児や家事援助を行うホームヘルパーを派遣します。

5. その他の活動等

1) 広報啓発活動

- ① 広報紙「いけだの社協」発行（年4回、市内全戸配布）
 - ・ 広報委員会による紙面づくり
- ② ホームページによる情報提供
- ③ 池田市社協公式 YouTube チャンネル、Facebook による情報提供
- ④ 市広報への広報依頼

2) 自主財源の確保

- ① 会員会費の増強による自主財源の確保
（目標金額 5,600,000円）
- ② 寄附金の確保
 - ・ 所得控除団体として税制面でのメリットがあることをPRし寄附金の確保に努めます。

3) 各種団体との連携強化

- ① 池田地区募金会（共同募金、歳末たすけあい募金）
- ② 日本赤十字社大阪府支部池田市地区、池田市赤十字奉仕団
- ③ 池田市献血推進協議会

4) 地域福祉活動の拠点としての保健福祉総合センター体制整備

池田市保健福祉総合センターでは、コロナ禍においても感染症対策を強化しながら、誰もが安心して利用できる地域福祉活動の拠点となるよう、地域住民がお互い認め合い、つながり、支えあうことができる、地域に関かれ、賑わいのある事業運営に努めて参りました。

指定管理者として第2期の2年目となる今年度は、センター管理運営の更なる強化に引き続き努め、下記の事項に重点的に取り組みます。

- ① 主催イベントの継続的な実施と新規イベントの開拓
- ② 共有スペースの有効活用
- ③ 新型コロナワクチン集団接種終了後の管理運営方法の再構築

- ④ 会議室専用Wi-Fi環境の整備
- ⑤ 先を見据えた大規模修繕計画を池田市へ提案